

第2章 環境法の基本理念、原理・原則

1 環境法の基本理念、原理・原則の司法試験的位置づけ

環境基本法は、環境法の基本理念として、「環境の恵沢の享受と承継」（3条）、「持続可能な発展」（4条）、「国際協調」（5条）の3つを掲げるが、司法試験の見地からは、どれも重要とは言い難い。なぜなら、これらを真正面から問う出題や、重要論点として絡めた出題をすることは難しいからである。

司法試験の見地からは、①汚染者支払原則（P P P）、②未然防止原則、③予防原則の三つが「圧倒的に」重要であり、特に、これらの原理・原則が、個別環境法（環境10法）の条文や制度にどう具体化されているか、いわば総論（原理・原則）と各論（個別環境法）のリンク（有機的連携）を理解しているかが重要である。

また、（一見類似する）②と③の相違を理解しているかも、司法試験の見地からはとても重要である（これに限らず、司法試験では、一見似ているが、実は違いもある、というもの（例えば、大防法と水濁法の規制システム）から出題されやすい）。

さらに、司法試験の見地からは、④環境権も一定の重要性を有するため、本章の最後で論じておく。

2 汚染者支払原則（Polluter-Pays Principle、略称P P P）

汚染者支払原則とは、環境に対し負荷を与えた者（汚染者）は、それを受容可能な水準にまで回復する措置の費用・労力を自ら負担すべきとする考え方である。「原因者負担原則」ともいう（環基法37条参照）。

汚染者支払原則は、もともとは、経済協力開発機構（OECD）加盟国間において、民間企業に汚染防止のための補助金を与える国と与えない国があると、補助金が与えられる国の企業の国際競争力が増し、国際貿易市場で相対的に有利な立場になる企業が現れて、それによる貿易の歪み（一種の非関税障壁）が生じ得るため、それを避けるために、OECD加盟国全体で、汚染者に補助金を与えないという趣旨で採用された原則であった（1972年の「環境政策の国際経済的側面に関する指導原則」）。つまり、外部不経済の内部化（※1）と、汚染防止費用への補助金禁止を目的とする経済原則に過ぎなかった（法的原則ではなかった）。

しかし、我が国では、四大公害をはじめとする深刻な公害被害の経験から、OECD案にある企業への汚染防止費用の負担だけではなく、汚染環境の修復費用や公害被害者の補償費用についても汚染者が負担すべきとする考え方が一般となった。この拡張され

たPPP解釈に基づいて制定されたのが、前記の「公害健康被害補償法」（公健法）である（※2）。

また、汚染者支払原則は、廃棄物処理法の「排出事業者責任」や各種リサイクル法が採用する「拡大生産者責任」という考え方のベースとなる原則でもある。さらに、土壤汚染対策法の「状態責任」は、この汚染者支払原則の重要な例外として位置づけられる（※3）。そのため、司法試験においても、排出事業者責任、拡大生産者責任、状態責任が具体化された制度について説明する際に、この汚染者支払原則にまで遡った論述をすると、環境法の基礎からの理解を示すことができる。

なお、汚染者支払原則は、汚染者（原因者）の帰責性（故意・過失）の有無や環境に負荷を与えた行為の適法・違法を問うものではない点にも注意を要する。

※1 ある経済主体（例えば、企業）が市場の外部で（つまり、市場を通さずに）他の経済主体にマイナス影響を与えることを「外部不経済」という。公害が典型であるが、例えば、ある自動車メーカーが市場で自動車を100万円で売り、消費者は100万円で買った場合、その自動車の走行時の排ガスによる大気汚染という沿道住民に与えるマイナス影響（外部不経済）については、その100万円の中に含まれていないから、そのままでは沿道住民に対する外部不経済は放置されることになる。「内部化」とは、この外部不経済を、価格に上乗せして販売する等の方法により、市場（経済）の中に組み込むことである。例えば、排ガス量を抑えられる高性能エンジンを積むことを義務付けた結果、自動車価格が120万円になった場合、この差額20万円によって、沿道住民への大気汚染という外部不経済が、市場（経済）に内部化されたことになる。

※2 公健法以外でPPPを具体化した立法として、前記の環境基本法37条や廃棄物処理法の排出事業者責任に関する規定（19条の4以下）の他、大防法25条や水濁法19条の無過失損害賠償規定、自然公園法34条、59条がある。

※3 排出事業者責任は廃棄物処理法で、拡大生産者責任は循環基本法で、状態責任は土壤汚染対策法で、それぞれ詳しく論じる。

3 未然防止原則（Preventive Principle）

未然防止原則とは、環境への負荷となる物質や行為を事前に制御して、環境への悪影響を未然に防止すべきとする考え方である（環基法4条参照）。

人間の活動（特に経済活動）は、しばしば深刻な健康被害や環境負荷をもたらし得る。そのため、そのような健康被害や環境負荷が生じる前に、人間の活動を事前に制御する